

議案第12号

愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第87号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、立田社会福祉会館を廃止する等のため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例
第87号）の一部を次のように改正する。

第3条の表立田社会福祉会館の項を削り、同表立田第2社会福祉会館の項
中「立田第2社会福祉会館」を「立田社会福祉会館」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。